

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示  
事項の変更の届出【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 2
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 3
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局文学館事務局】 4

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定（3件）【契約室契約課】 5
- 企画競争方式に係る手続の開始【建築都市局計画部都市計画課】 8

北九州市告示第 291 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 27 年 7 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

志井第一町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	坂井一己	北九州市小倉南区大字志井 5 6 2 番地
変更後	垣本敬二	北九州市小倉南区大字志井 1 9 3 4 番地

3 変更年月日

平成 27 年 4 月 5 日

北九州市告示第 292 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 27 年 7 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1123	大蔵 1 6 号線	前	北九州市八幡東区大蔵二丁目 680 番 104 地先から 北九州市八幡東区大蔵二丁目 680 番 2 地先まで	2.9 ～ 3.3	9.7
		後	北九州市八幡東区大蔵二丁目 680 番 144 地先から 北九州市八幡東区大蔵二丁目 680 番 2 地先まで	2.9 ～ 7.1	

北九州市告示第294号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立文学館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成27年7月13日

北九州市長 北橋健治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目 23番5号	平成27年7月1日 から平成28年3月 31日まで

北九州市公告第 5 1 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 7 年 7 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量  
A 重油 4 万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市契約室契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 2 7 年 6 月 2 4 日
- 4 落札者の名称及び住所  
林兼石油株式会社北九州営業所  
北九州市小倉北区浅野一丁目 2 番 3 9 - 5 0 4 号
- 5 落札金額  
1 リットル当たりの金額 6 7 . 9 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 2 7 年 5 月 2 9 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 5 1 9 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 7 年 7 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量  
白灯油 4 万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市契約室契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 2 7 年 6 月 2 4 日
- 4 落札者の名称及び住所  
ニチュ産業株式会社  
北九州市若松区藤ノ木二丁目 6 番 3 6 号
- 5 落札金額  
1 リットル当たりの金額 5 9 . 8 9 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 2 7 年 5 月 2 9 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第520号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量  
コークス 230万キログラム
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市契約室契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年6月24日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社三誠商会  
北九州市八幡東区西本町一丁目10番8号
- 5 落札金額  
1キログラム当たりの金額 25.2円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成27年5月29日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第521号

次のとおり応募者に資格条件を付与した企画競争方式に係る手続きを開始する。

平成27年7月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市立地適正化計画策定等に係る検討業務委託
- (2) 業務内容 コンパクトなまちづくりをより一層推進するため、都市再生特別措置法に基づく、「立地適正化計画」策定のための検討、都市機能の再配置として実施する公共施設マネジメントのモデルプロジェクトである門司港・大里地区における今後のまちづくりの方向性の検討を行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成28年3月31日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。また、登録している業務が、都市計画及び開発計画であること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 配置予定管理技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又はRCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有すること。
- (4) 配置予定管理技術者は、次のいずれかの業務について、平成17年度以降、公告日までに完了した業務（再委託による業務を除く。）において主たる担当者として従事した実績を1件以上有すること。
  - ア 都市計画区域マスタープラン又は、市町村都市計画マスタープランの策定・変更に関する業務
  - イ 都市機能（公共施設、商業、医療等）の再配置を含むまちづくりの整備計画、基本計画の策定・変更に関する業務
  - ウ 都市構造の評価・分析に関する業務
  - エ 既成市街地等のまちづくりの方針、構想の策定に関する業務

3 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定管理技術者の資格、同種業務の実績及び手持ち業務の状況
- (2) 業務の実施方針の的確性
- (3) 業務実施体制及び業務工程表の妥当性
- (4) 再委託する業務内容

(5) 課題テーマに対する企画提案の的確性、実現性等

#### 4 手続等

(1) 担当部局

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2451

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 第1号に同じ。なお、説明書は、北九州市のホームページ「ビジネス・産業・まちづくり」>入札・契約>その他募集」に掲載する。

イ 交付期間 公告の日から平成27年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 交付方法 無償にて交付。なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 企画提案書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 公告の日から平成27年8月3日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参（あらかじめ提出日時を連絡すること。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

#### 5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第4項第1号に同じ。

(4) 詳細は説明書による。